

在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、訪問診療を必要とする人工呼吸器使用患者が使用する人工呼吸器が長期停電時においても稼働できるよう、停電時に備えて患者に貸し出すことができる簡易自家発電装置等を整備し、災害時においても患者の生命を維持することができる体制の整備を図ることを目的とした在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、奈良県補助金等交付規則（平成8年6月奈良県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業」とは、別紙「在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業実施要綱（平成31年2月13日医政発0213第10号厚生労働省医政局長通知。以下「厚労省要綱」という。）」に規定する在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業とする。

(補助対象事業者)

第3条 補助金の交付を受けることのできる者（以下「補助対象事業者」という。）は、医療法（昭和23年法律第205号）第7条第1項の規定に基づき許可を受けた病院及び診療所、同法第8条の規定に基づき届出をした診療所、及び指定訪問看護事業者（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者並びに介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法に規定する訪問看護を行う者に限る。）及び同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。））とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表第3欄に定める経費とし、補助金の額は次のとおりとする。

- (1) 別表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定した額と総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に定める補助率を乗じて得た額を補助金の額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 経費所要額調書
- (2) 設備整備事業計画書

(3) 暴力団排除に関する誓約書

(4) その他知事が必要と認める書類

- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は、前条第1項に規定する申請書等の提出があった場合において相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、当該申請者に対し、通知するものとする。

- 2 知事は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して補助金の交付の申請がなされたものについては、審査の上、相当と認めたときは、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（民間団体にあっては30万円）以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

(2) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(4) 補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付する等県が行う契約手続の取扱いに準じるよう努めなければならない。

(5) この補助金と対象経費を重複して、他の法律又は予算制度に基づく国及び県の負担又は補助を受けてはならない。

- 2 知事が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、前項に定める条件のほかに条件を付けることができる。

(交付決定前着手届)

第8条 申請者がやむを得ない事由により第6条第1項の規定による交付の決定を受けないで、補助事業に着手しようとするときは、交付決定前着手届（第2号様式）を知

事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第9条 第6条第1項の規定による決定を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、同項の規定による交付の決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

(変更等の承認の申請)

第10条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号又は第2号の承認を受けようとするときは、変更(中止・廃止)承認申請書(第3号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 経費所要額調書
- (2) 設備整備事業計画書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 前項ただし書に規定する軽微な変更は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象経費の額が基準額を超えている場合で、基準額を下回らない範囲での補助対象経費の変更のうち事業内容の変更を伴わないもの
- (2) その他知事が軽微な変更であると認めるもの

(指示及び検査)

第11条 知事は、補助事業者に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(状況報告)

第12条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告して、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第13条 補助事業者は、事業完了後1か月以内又は当該年度の末日のいずれか早い日までに、補助金事業実績報告書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて知事に報告しなければならない。

- (1) 経費所要額調書
- (2) 設備整備事業実績報告書
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けた者は、前項の実績報告を行うに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第14条 知事は、前条第1項の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書(第5号様式)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第16条 知事は、前条の規定に基づく請求を受けた場合において、相当と認めるときは補助金を交付する。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第17条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)は、消費税等仕入控除税額報告書(第6号様式)により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに知事に報告しなければならない。この場合において、補助事業者が事業を展開する組織の支部(一支社、一支所等)であって自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っているときは、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行わなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第18条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第7条第1項各号に掲げる条件及び第7条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。

(2) 第10条の規定に違反したとき。

(3) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は当該取消しに係る部分に関し、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(帳簿及び証拠書類等)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金の額の確定の日の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかななければならない。

(その他)

第20条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月14日から施行し、令和5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年10月17日から施行し、令和7年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月9日から施行し、令和8年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

1 区分	2 基準額	3 補助対象経費	4 補助率
在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備事業	1台あたり212千円	停電時に貸し出せる簡易自家発電装置等の購入費	2分の1